

令和元年 8 月 1 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

平成 3 0 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の  
審議結果について

令和元年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 2 4 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の平成 3 0 年度  
の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知しま  
す。

平成 30 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用  
に関する取組評価」の審議結果

令和元年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

## 目 次

- 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について
    - (1) 審議対象について
    - (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
    - (3) 取組評価の手法について
  
  - 2 評価全般に関する審議結果について
    - (1) 数値化されない質的な評価の推進
    - (2) 市と出資法人の一層の連携の推進
    - (3) 法人情報シートの財務状況等の評価のあり方
    - (4) 評価結果全体の底上げの必要性
    - (5) 本市による総括コメントに対する法人の受止め
  
  - 3 個別の評価に関する審議結果について
    - (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
    - (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
    - (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
- 【参考資料】**
- (1) 委員名簿
  - (2) 審議経過

## 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

### (1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の平成 30 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、新たに策定した各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の初年度の評価となるものであるため、評価全般に対し、より効果的なものとするための方策について審議を行うとともに、個別の評価については、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

### (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 146 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

### (3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、平成 30 年度の本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 146 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画

(Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

## 2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各取組について、「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めた基準に基づく市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の 90%前後を占めており、全体としては、一定の成果があったと認められるものの、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものも、各々の 10%前後と、課題のある取組も認められた。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、より効果的な評価とするため、次の点について、審議を行った。

### (1) 数値化されない質的な評価の推進

＜本委員会の意見＞

このような評価においては、客観的な数値として捉えることが第一ではあるが、数値だけでは捉えきれない質的な評価についても、説明を補足した方がよいと考える。

＜市の見解＞

法人及び市による評価のコメントの中で、今後も質的な評価について反映していくことが必要と考える。

### (2) 市と出資法人の一層の連携の推進

＜本委員会の意見＞

連携・活用の趣旨は理解するが、その実際の手法について、書類上の手続きだけでなく、相対して合意調整することが必要と考える。また、その調整の経過や合意に至らない場合はその詳細等を示すことも必要と考える。

<市の見解>

次年度に向け出資法人と直接ヒアリングを行うとともに、調整の経過等についても評価シートの中に可能な範囲で書くようにしていく。

(3) 法人情報シートの財務状況等の評価のあり方

<本委員会の意見>

各法人の財務状況をまとめる中で、財務的な数値で営業損益や当期正味財産増減額が赤字となっているところについて、その要因が想定外なことである場合には、取組評価に組み込むことや別途管理していくことなどにより計画的に取り組むことが必要と考える。

<市の見解>

取組評価の中では、財務上の課題があるところについては、「経営健全化に向けた取組」の中に、そうした財務的指標を設定し、改善を図っていくとしている法人もあり、引き続き、財務状況を分析しながら課題に応じて計画的に管理する手法を検討する。

(4) 評価結果全体の底上げの必要性

<本委員会の意見>

評価の全体的な結果としては、目標をほぼ達成しているとしても、次の目指すべき段階として、CはB、BはA、Aは更なる目標を考えていくというように、全てに対し厳しい目で見ていくことが必要と考える。

また、今回達成状況が余り良くなかったものなど、管理の必要性が高いものについては、その進捗管理を四半期ごとに、所管局や法人自らが行えるような仕組みを作ることも有効と考える。

<市の見解>

全ての取組について、しっかりと評価結果を確認していくことが必要と考える。また、成果が上がっていない取組等については、年度単位だけでなく、より短い期間で進捗確認を行っていくことも有効と考えられるため、所管局及び法人に対し、そのような手法についても周知する。

(5) 本市による総括コメントに対する法人の受止め

<本委員会の意見>

各法人の取組評価の最後に本市による総括があるが、市からの要望が総括されている部分であるので、次年度、法人がどのように受け止め、どのように対

応したのかが分かるようにした方が良くと考える。

<市の見解>

前年度の結果との対応状況が分かるよう記載の仕方等の工夫を考える。

### 3 個別の評価に関する審議結果について

#### (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

| 項目                | 意見   | 市の見解   |
|-------------------|--|--|
| 消防防災指導公社の目標修正について | 消防防災指導公社の防火・防災及び救急に関する普及啓発事業の行政サービスコストの目標修正について、目標設定を誤った理由、他に計算誤りはないのか、チェック体制はどのようになっているのか、今後の対策等についても検討しておく必要があるのではないか。 | 目標設定を誤った理由については、平成30年8月の目標設定時において、①「本来行政サービスコストに含めるべき市からの受託料を直接自己収入に含め控除していたこと」、②「本来行政サービスコストからは除くべき各種応急手当講習等のテキスト代を直接自己収入から控除し算入していたこと」、③「平成29年度の実績値と平成30年度以降の目標値で平成29年度決算と平成30年度予算を抛り所としていたがその両方で計上されている市からの受託料に約5,000千円の差があったこと」により、行政サービスコストの算出を誤り、この度の平成31年2月からの取組評価実施時に当該誤りが判明したため、修正するもので、その旨を行政サービスコストの法人コ |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>メント欄に詳述した。なお、他に計算誤りはない。</p> <p>チェック体制及び今後の対策については、これまでの決裁によるチェック体制に加え、今後は、法人の説明等を基に所管課においても、複数の職員により検討・調整の場を設けるなど、チェック体制の強化を図っていく。</p>   |
| <p>スポーツ協会の本市施策推進に向けた事業取組<br/>②「指導者育成・派遣事業」について</p> | <p>1. 指導者派遣団体の延べ数は、派遣対象が17団体で固定しているとみられるが、派遣対象団体を拡大させる必要はないのか。新たな団体を募る予定がないのならば、指標として設定する意義があるのか疑問である。</p> <p>2. 指導者派遣延べ日数は、「特定の団体に偏りがちな指導者派遣を是正する」という目的があったとされるが、団体間の平準化に効果があったのかどうか171という実績値からはわからない。平成30年度以降の300という目標値も適切なものであるのか、疑問である。</p> <p>3. 行政サービスコストについても、目標値を修正す</p> | <p>1. 指導者派遣団体の延べ数は、完全に固定化している訳ではなく、平成30年度は3団体が自立した一方で新規要請が1団体あったところであり、評価の法人コメント欄の記載内容を修正した。しかしながら、派遣団体が固定化傾向にあるため、事業の実施内容や手法、予算を見直すなど、派遣対象団体の延べ数の拡大に向けて検討を進めていく旨も追記した。</p> <p>2. 予算が不足しており、指導者派遣延べ日数を削減せざるを得ない状況の中、一団体あたりの派遣日数の是正を行うことで団体間の派遣日数の平準化を行った。今後は、1と併せて事業の実施内容や手法、予算</p> |



|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>る必要がある。また、平成 29 年度実績値よりも平成 30 年度実績値が上回った理由についての言及がない（法人コメントでは、人件費相当額についても計上したとあるが、平成 29 年度実績値にも人件費相当額が計上されているのではないか）。</p>                         | <p>を見直すなど、派遣延べ日数についても拡大に向けて検討を進めていく旨を追記した。</p> <p>3. 指導者育成・派遣事業の行政サービスコストについては、平成 29 年度実績値を算出した際、人件費相当額を含めた計算は行っておらず、平成 30 年度実績値についても、人件費相当額を含めた計算とはすべきでないため、その分は除いた値に修正した。</p>                 |
| <p>シルバー人材センターの本市施策推進に向けた事業取組①「シルバー人材センター受託事業」について</p> | <p>1. シルバー人材センター登録者数が目標値を上回っている一方で、2. 就業実人員が目標値を下回っている現状を鑑みると、経済・社会情勢の変化によるところは大きいと考えられるものの、今後は就業実績を増やすための対策が必要と考えられる。そうした取組状況を示す指標も必要となるのではないか。</p> | <p>就業実績を増やすための対策やそうした取組状況を示す指標の設定については、平成 30 年度の評価結果をもって直ちに判断するのではなく、令和元年度の取組状況も踏まえ、法人と協議の上、令和 2 年度までに当該法人が策定する「川崎市シルバー人材センター第 3 期基本計画」の策定作業の中で、令和 2 年度以降、補足指標の活用も含め、当該指標の設定のあり方について検討していく。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>公園緑地協会の<br/>本市施策推進に<br/>向けた事業取組<br/>①「緑化推進・普<br/>及啓発事業」につ<br/>いて</p> | <p>1. 広報出稿等回数と、2. 記念樹配布本数の相関は不明であるが、後者の指標の向上には、チラシの配布対象、配布場所等の見直しなどの方が効果的な場合もあると思われる。数量的な実績だけでなく、質的にも効果の検討、見直しを進めてもらいたい。</p> | <p>記念樹配布本数の改善については、チラシの配布対象、配布場所の見直しなどが効果的であることから、その旨を今後の取組の方向性の具体的内容欄に追記した。また、緑化推進・普及啓発事業においては、数量的な実績だけでなく、質的な効果の検討、見直しを行っていくことも重要であるため、総括表の本市による総括コメント欄に、その旨を追記した。</p> |
|---|--|--|

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

| 項目   | 意見   | 市の見解  |
|--|--|---|
| <p>国際交流協会の<br/>経営健全化に向<br/>けた取組につい<br/>て</p> | <p>1. 補助金及び指定管理料以外の財源について、平成30年度実績は平成29年度実績に届かなかったが、法人コメントではその理由について言及されていない。平成31年度以降の目標値設定も何を根拠としているのか、達成の見込みはあるのか疑問である。</p> <p>2. ホームページ、情報誌等における広告料収入に関して、平成30年度は検討のみで、実績がない。平成31年度以降の目標値が、</p> | <p>1. 補助金及び指定管理料以外の財源について、平成30年度実績が平成29年度実績に届かなかった理由等を、法人コメント欄に記載した。また、平成31年度以降の目標値については、方針策定時の指標一覧に記載したとおり、補助金及び指定管理料以外の財源を毎年1%以上増加させ、最終年度に平成29年度実績に近づけることを見込んだものであるが、その達成に向けては、年間に計画してい</p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
|  | <p>収入の高い伸びを前提に設定されているが、達成の見込みがあるのか、疑問である。</p> | <p>る有料による講座において一定数の集客を見込める企画や周知による事業収入増加、施設PRによる利用料収入増加、寄附・賛助金の新規獲得による達成を見込んでいる。</p> <p>2. 新たな自主財源の確保については、今年度中に広告料に関する要項をつくり、広く周知するとともに関係事業者等に直接働きかけて実績を上げる見込みである。</p> |
|--|---|---|

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

| 項目   | 意見   | 市の見解   |
|--|--|--|
| <p>スポーツ協会のコンプライアンスの遵守に関する取組のE評価の意味合いについて</p> | <p>業務・組織に関する取組評価で2件のE評価があり、何れもコンプライアンスの遵守に関する取組であるが、両者で意味合いが異なってくるのではないかと。よりコンプライアンスの管理として、問題であるもの、即ちスポーツ協会については、評価で傾斜をつけることやコメントで根本原因の分析、より厳格な再発防止策等を示していく必要があるのではないかと。</p> | <p>スポーツ協会のコンプライアンスの遵守に関する取組については、評価の法人コメント欄に、その発生原因を追記するとともに、改善の方向性の具体的内容の欄に、研修の実施や意識向上・改善に加え、倫理規程及び倫理委員会規程の整備を行っていくことも追記した。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>スポーツ協会の業務・組織に関する取組①「コンプライアンスに反する事案の発生件数」について</p> | <p>平成 29 年度に発生し平成 30 年度に認識した事案を、平成 29 年度の実績値を修正することで対応しているが、1→0 で平成 30 年度は改善されているにも関わらず E 評価になり、誤解を与えやすい。</p> <p>このような場合は 1 か 0 の数値化にこだわるよりも、状況説明に重点を置き、柔軟に対応した方がよいのではないか。</p> | <p>スポーツ協会のコンプライアンスの遵守に関する取組に対する本市による評価として、E 評価としたことについては、当該評価の区分選択の理由欄に、平成 30 年度としては、コンプライアンスに反する事案の発生はなかったものの、平成 29 年度の違反案件について、外部からの指摘がなければ発見できない組織体質・管理体制にあったことをもって、そのような評価とした状況説明を追記した。</p> |
|---|--|---|

【参考資料】

(1) 委員名簿

| 氏名<br>(敬称略・五十音順) | 役職等                                      |
|------------------|--|
| 出石 稔             | 関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・地域創生実践研究所長・法学部教授   |
| 伊藤 正次 (会長)       | 首都大学東京大学院 法学政治学研究科 教授                    |
| 藏田 幸三            | 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー<br>千葉商科大学 専任講師 |
| 黒石 匡昭            | EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士                |
| 藤田 由紀子           | 学習院大学法学部政治学科 教授                          |

(2) 審議経過

・ 第 1 回委員会

令和元年 7 月 8 日 (月) 川崎市役所第 3 庁舎 5 階 企画調整課会議室

・ 第 2 回委員会

令和元年 7 月 29 日 (月) 川崎市役所第 3 庁舎 5 階 企画調整課会議室